

令和6年度 岡田地区地域自治支援交付金提案事業募集要項

1 目的

住民主体による地域づくりの一層の推進を図るため、団体等が行う地域づくりの取組みに対して、予算の範囲内で交付金を支給します。

従来の交付金制度では支給対象者となりにくかったNPO・市民活動団体、若者の有志グループ等の活動を掘り起こし、多様な主体による地域づくりを推進するため、これらの団体による提案・事業に対して交付金を支給するものです。

2 募集の資格要件等

- (1) 岡田地区において下記のような地域活動に主体的に取り組む団体、または、岡田地区外の団体であっても岡田地区住民を主な対象として下記のような地域活動に取り組む団体等。
 - ・地域の問題・課題の解決や地域の活性化に関する活動
 - ・住民の福祉向上に関する活動
 - ・その他住民自治の向上に関する活動
- (2) 従来の地域自治支援交付金(指定事業)の交付を受けていない団体であること。
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としていない団体であること。

3 支給対象経費

別紙のとおり

4 上限額

提案申請事業毎に上限10万円

ただし、地区重点課題「若い世代との連携による地域づくりの推進」に関する事業についてはこの限りではありません。

5 募集期間及び申請方法

令和6年4月1日から令和6年5月31日

岡田地区地域づくりセンターへ「交付金支給申請書」及び「地域自治支援交付金提案事業計画書」を提出

なお、申請にあたっては、事前に岡田地区地域づくりセンターにご相談ください。

6 その他

- (1) 選定委員会を設け提案事業の内容を審査し、支給対象事業及び支給額を決定します。
- (2) その他必要な事項は、岡田地区地域づくりセンターが決定します。
- (3) 事業終了後、実績報告をしていただきます。余剰金が生じた場合は戻入をお願いします。

7 申込み・問合せ先

松本市役所 住民自治局 岡田地区地域づくりセンター

センター長 山岸 清治 センター長補佐 大久保 圭司

〒390-0315 松本市大字岡田町 517-1

電話 0263-46-2313 FAX 0263-45-1001

E-mail:okada-s@city.matsumoto.lg.jp

(対象経費一覧)

科目	対象経費(例)	対象外経費(例)
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会、学習会等の講師謝礼 ・ 行事などで車を出した運転手へのガソリン代(個人負担の実費相当分への対価) ・ 行事の景品、記念品代 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民が無報酬で実施すべき活動に対する報償的な経費 例)運動会スタッフへの日当 河川清掃参加者への謝礼
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視察研修等の交通費 ・ 講師を招聘する際の交通費、宿泊費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己負担すべき個人的経費 例)親睦旅行の交通費、宿泊費
役務費 通信運搬費 手数料 保険料 など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書発送等に係る郵便料金 ・ HPの管理運営費 ・ 活動時の保険料 	
需用費 消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕料 賄材料費 医薬材料費 など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙、文房具等の事務用品の購入費 ・ 関係書籍、資料の購入 ・ 草刈機、除雪機などの燃料費 ・ 事業に必要な弁当代、お茶代 ・ 資料や冊子などの印刷製本費 ・ 写真の現像料 ・ 事業に使用する備品の修繕費 ・ 行事などで作る食事の賄材料費 ・ 行事などでの救急時に備える医薬品類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己負担すべき個人的経費 例)事業に直接関係のない弁当代、懇親会の飲食代
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントの舞台装置、音響、電気配線設置の委託料 ・ 事業実施に係る事務業務の委託料(できる限り団体で実施すること) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の企画や運営など、活動の中心となる部分の業者への委託
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行事などで利用する施設使用料 ・ 会議資料のコピー使用料 ・ 行事などで使用するトラックなどの車両借上料 ・ 視察研修などに使用する貸切バス 	
工事請負費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡や観光案内板などの設置工事(できる限り団体で実施すること) 	
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案内看板など作成のための材料費 ・ 植樹のための苗木等の購入費 	
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区で使用する防災備品 ・ 事業で使用する備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の個人や団体に効果が限定される備品の購入 例)単位町会で使用する机
賃金	※ 緩やかな協議体の事務局職員の賃金のみ可とする。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長が必要と認める経費 	